

社会福祉法人すぎのこ福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すぎのこ福祉会（以下「本会」という）の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会および経営責任者会議（以下、「会議等」という）に出席したときは、次により、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合、実費弁償は1回分のみ支払うものとする。

名 称	報 酬	実費弁償
理事会出席報酬	5,000円（日額）	5,000円（日額）
経営責任者会議出席報酬	5,000円（日額）	5,000円（日額）

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 第1項の規定に関わらず、施設職員が会議等に出席する場合は第1項の支払いは行わない。
ただし、業務報酬は別表1の支給とする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事長の業務内容等で、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事長の業務内容は、定款細則（別表2）理事長専決事項に加えて、日常の施設運営状況・緊急時対応等の把握および決定とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、理事会出席者報酬等を支払うことができる。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張等により宿泊、日帰り等出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	15,000円	5,000円	実 費
実 費		5,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実費を支給とし、実情を考慮して増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張等終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張等終了後精算することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(兼務役員)

第8条 施設職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り別表1を適用することができる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規定は、平成29年6月15日より施行する。ただし、平成29年4月1日より適用とする。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償	備 考
理事長業務報酬等	200,000円(月額)	5,000円(日額)	職員兼務でない場合
理事・監事・評議員 業務報酬等	2,000円(時給)	実 費	面接・巡回及び指導等
監事監査指導報酬等	15,000円(日額)	5,000円(日額)	